

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 4 年 1 1 月

※本資料は第 59 回審査会（令和 4 年 1 1 月 10 日）以降現時点までに、
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 中間指針の見直し

- 被災地の実情に応じた指針の適時・的確な見直しを行うこと。特に、最高裁判例が出ている状況を踏まえ、指針の見直しを早急に行うこと。見直しの際は、福島県と同等の救済が受けられるように、対象区域に丸森町を位置づけること。（東日本町村議会議長会）
- 自主的避難等対象区域内外について、検討事項が一部にとどまっていることは、被害実態を直視しないものである。被害者の見落としがないようあらゆる被害を見直し、確定した 7 高裁判例による賠償水準を安易に切り下げたりせず、被害実態に見合った賠償とすべき。（「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団・弁護団声明）

2. 被害者への賠償

- 農林業者、商工業者の営業損害について、相当因果関係のある損害が継続する間は、確実に賠償させること。検査費用やそれに伴う人件費等の行政費用についても確実に賠償させること。（東日本町村議会議長会）
- 原子力損害賠償紛争解決センターが提示した総括基準や和解仲介案について、積極的に受け入れさせ、迅速な賠償を行うよう強く指導すること。（東日本町村議会議長会）
- 原発事故からの復旧・復興のために行っている事業に従事している職員の人件費や物件費をはじめ、未だに地方公共団体への損害賠償が進展しない状況にある。早急に中間指針を見直し、地方公共団体への損害賠償の実情に見合った制度とすること。（川俣町議会）